

死刑を考える

2006
第7号

●主な内容●

人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議……………	5
ドイツ・イギリスの調査報告……………	6
死刑執行停止に関する岡山公聴会……………	6
死刑執行停止実現委員会の活動報告……………	6
行事予定……………	6

死刑制度問題ニュース

編集責任 日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会
(略称：死刑執行停止実現委員会)

「人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議」 19カ国から延べ3000人が参加

事務局次長 田鎖 麻衣子

12月6、7日の2日間にわたり、日弁連と欧州委員会(EC)、アメリカ法曹協会(ABA)との共催、駐日英国大使館の後援による「人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議」が開催された。人権・死刑分野の第一線で活躍する15名のスピーカーを海外から招聘し、来賓として三ツ林隆志・法務大臣政務官、亀井静香・死刑廃止を推進する議員連盟会長を迎え、タイ、マレーシア、台湾、韓国、シンガポール、香港等の死刑存置国・地域を含む世界19カ国から、延べ約3000人が参加した本会議は、規模・内容ともに前例を見ない画期的なものであった。

第1日

◆開会挨拶

冒頭、日弁連の梶谷剛会長は、死刑の問題は人権問題であることを指摘したうえで、「自国での極刑が、他国では極刑ではない。本会議が、死刑問題について自らの常識を見直し、そこから一歩距離をおいて見つめ直す機会となり、日本をはじめ世界各地で、国境を越えて人権と死刑制度に関する真摯な議論がわき起こることを願ってやまない」と語った。

欧州連合(EU)の行政機関として、死刑廃止政策を積極的に推進するECからは、駐日EC代表部のライテラー公使が、裁判員制度を目前に控えるなか、死刑の存廃・目的・機能、適用方法、犯罪被害者遺族のみならず被執行者遺族の問題を議論することが必要と指摘し、「世論調査による80%の死刑支持率は、死刑継続の正当化ではなく、さらなる議論を要することを示すもの」と語った。またABAからは、多忙なスケジュールの合間をぬって来日した

マイケル・グレコ会長が発言した。ABAは、死刑存置に関する態度は留保したまま、死刑制度に関するさまざまな問題点を指摘し、97年2月に死刑執行停止を求める決議を採択し、死刑制度の運用や死刑事件弁護等に関するガイドラインを制定するほか、さまざまなプログラムを全米さらには海外で展開している。

グレコ会長は、「命が奪われる前に、公正な裁判が行われなければならない」として、法律家の責任を強く訴えた。



マイケル・グレコ ABA会長

◆死刑をめぐる国際情勢

会議1日目は、法律実務家のほか、国会議員・報道関係者を主なターゲットに、一般市民にも広く参加を呼びかけ、基本的・理念的なテーマを取り上げた。なかでも5名もの発言者を擁し



各分野から多くの参加者があった

た「死刑をめぐる国際情勢」のセッションでは、クリスチャン・プファイファー氏(ニーターサクセソン犯罪学研究所所長、元司法大臣、ドイツ)から、マスコミの誤導により世論の応報感情が煽られ、刑事政策に利用されていく仕組みが独・米・日における実証的研究を踏まえて明らかにされた。またリチャード・ティーター氏(死刑情報センター所長、アメリカ)からは、2001年9月の同時爆破事件を経ながらも死刑判決・執行数が減少している状況と、その背景としてのDNA鑑定定の普及等に伴う死刑えん罪事例の続出、仮釈放のない終身刑の増加が紹介された。ミシェル・トープ氏(国際NGO「ECPM」代表、フランス)は、杉浦法相の就任直後の発言に触れ、「81年に就任した仏大統領(ミッテラン氏)も、世論が死刑を支持するなか、同様の発言をした」と述べ、オープンな議論と死刑問題への法律家ら専



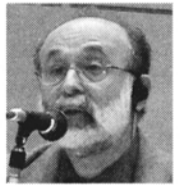
ミシェル・トープ氏



リチャード・ティーター氏



サンドラ・バブコック氏



ロバート・ミーロポール氏



左…トーマス・サリバン氏 右…ヴァージニア・スローン氏

門家の関与の必要性を指摘した。続く「死刑と被害者」のセッションでは、アメリカで初めてDNA鑑定により死刑台から生還したカーク・ブラッスワース氏、ローゼンバーク事件で6歳のときに両親を処刑で失い、弁護士でもあるロバート・ミーロポール氏(アメリカ)、保険金殺人事件で弟を失い、死刑の確定した2名の加害者がすでに執行された原田正治氏が証言した。立場は異なるが、それぞれ、死刑制度が生み出した被害者であり、必ず起こり得る死刑えん罪の危険性とともに、被害者に対する支援制度確立の必要性、死刑に関する議論に被害者を招き入れることの重要性が強調された。

◆元FBI長官らの基調講演

りも、全体として刑の下限を引き上げる方向で機能しているという指摘がなされた。これは、先のティーター氏の報告とあいまって、死刑を存置した状態での終身刑の多用がもたらす複雑な問題を呈示するものであった。

第2日

◆死刑に関する国際基準

会議2日目は法律実務家を主対象に、日本の法曹・研究者をスピーカーとして「死刑に関する国際基準」「死刑問題と弁護士及び弁護士会の役割」「死刑と誤判」が議論された。とくに国際基準のセッションでは、シンガポール、マレーシアなどの死刑事件弁護人から、彼らが現に直面する問題についての質問・意見が繰り返され、スピーカーの阿部浩己氏(神奈川県立大学やサントラ・バブコック氏(アメリカ)から、即時に活用できる国際法の適用事例が紹介されるなど、きわめて実践的で実の多い内容であった。国際人権法教育が不十分で、裁判官の知識もない現状ではあるが、諦めず何度でも国際法に基づく主張を繰り返すことで、100年度目には裁判所も耳を傾けるかもしれない、というバブコック氏の発言には重みがあった。

◆展望と課題

最終セッションは、「閉会に代えて」展望と課題」というタイトルどおり、各共催団体の代表から次なるステップへの意欲が表明された。ライテラー公使からは、世界的な死刑廃止に向けた意欲が改めて強調されるとともに、ECによる死刑廃止運動のための財政援助制度の活用が訴えられた。またABA死刑モラトリアム実行プロジェクトのコールマン委員長からは、死刑制度の運用、弁護活動の基準に関する国境を越えた原則を次の国際会議で採択し、世界各国にその適用を広めるという提案がなされ、日弁連死刑執行停止実現委員会の河原昭文委員長からは、欧州委員会、ABAとの連携強化に加えて、それをさらに発展させ、今回参加をみなかった死刑存置国をも巻き込んだ、弁護士会のネットワークづくりの必要性が述べられた。死刑執行停止法の制定という日弁連の課題に向けて着実に前進するために、本会議の成果を十二分に生かす取り組みが、引き続き求められると語った。

また、基調講演では、元FBI長官で米連邦判・検事を歴任したウィリアム・セッションズ氏が、死刑えん罪事件での証拠不開示の事例等を挙げながら、死刑事件に関わる裁判官・検察官はいたずらに被告人の死刑を求めようとするのではなく、公正な司法の実現を担う責務があることを強調した。さらに欧州評議会議員会議・法務人権委員会人権小委員会のブルゴリデス委員長(急遽帰国のため代読)からは、死刑廃止に関する欧州評議会からの取り組みと日本・アメリカに対する働きかけが述べられ、両国に死刑廃止に向けた措置を勧告した2001年の同評議会決議を踏まえ、さらなるアクションがとられる可能性が述べられた。



コロキウムに参加



今後の活動に向け交流を深めた

8月22日、23日に調査団はドイツでコロキウムに参加した。日本からは、日弁連の取り組みと死刑

2005年8月20日から8月28日にかけて、日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会の委員13名でドイツ・イギリスの視察調査を行った。①死刑を廃止した欧州諸国において、死刑に代わ

ドイツ・イギリスの調査報告

事務局員
夏目 武志

8月23日の午後にはドイツの最重度保安施設であるプッツパッハ刑務所を訪問し、終身刑受刑者の状況を視察してきた。収容者の社会復帰が重視され、開放的かつ一般社会に近い処遇がなされるとともに、個人のプライバシー保護への配慮もなされていた。収容者が施設内で自由に歓談し、調査団とも気軽に挨拶するなどしていたことが印象的であった。

感情が高くなるような事案においては、被害者が加害者を死刑にしてほしいと言っていることがあるものの、白い環ではそれは問題の解決にならないと考え、相談活動や議論を通じて被害者の人に積極的な、ポジティブな展望を形成していくのがあくまでも白い環の役割であるとのことであった。重罰化を目指すような活動は白い環の役割ではないとの話をされ、加害者には責任に適合した刑罰を求めるといった考え方が徹底しているのが印象的であった。

執行停止の提言の趣旨についての報告、名張事件、オウム事件についての報告、日弁連の被害者支援への取り組みと議論の進捗状況についての報告、死刑に関する情報公開問題についての報告等がなされた。欧州ではすでに死刑が廃止され、死刑が過去の問題となつてきているため、日本とは議論の実証性のレベルでの温度差が感じられた。欧州の研究者に対し、日本の現状について積極的に情報発信することともに、死刑廃止に伴う成果や問題点についての研究成果のフィードバックを求め、今後の共同研究・活動の礎を築くことができたのは大きな成果であった。

8月25日にはイギリスのCCRCを訪問調査した。CCRCは、国全体が過去のえん罪事件を反省し、相当な国家予算をつぎ込んで人的・物的体制を整え、えん罪防止のみを目的としてつくられた機関である。CCRCには証拠閲覧・収集についての強大な権限が与えられており、えん罪防止の取り組みへの徹底ぶりやうかがわれた。翻って日本を見ると、死刑再審4事件以来何も変わっておらず、イギリスとのレベルの差を痛感せずにはいられなかった。

8月25日の午後にはドイツの最重度保安施設であるプッツパッハ刑務所を訪問し、終身刑受刑者の状況を視察してきた。収容者の社会復帰が重視され、開放的かつ一般社会に近い処遇がなされるとともに、個人のプライバシー保護への配慮もなされていた。収容者が施設内で自由に歓談し、調査団とも気軽に挨拶するなどしていたことが印象的であった。

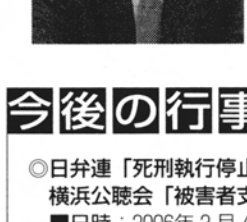
感情が高くなるような事案においては、被害者が加害者を死刑にしてほしいと言っていることがあるものの、白い環ではそれは問題の解決にならないと考え、相談活動や議論を通じて被害者の人に積極的な、ポジティブな展望を形成していくのがあくまでも白い環の役割であるとのことであった。重罰化を目指すような活動は白い環の役割ではないとの話をされ、加害者には責任に適合した刑罰を求めるといった考え方が徹底しているのが印象的であった。



阿藤周平氏



免田栄氏



林良平氏



岡山公聴会では様々な立場から議論が行われた

岡山公聴会では様々な立場から議論が行われた。自由調査が作成され、「平成」になつても死刑冤罪事件が存在することが明らかになった。続いて、八海事件の元被告人阿藤周平さん、元冤罪死刑確定者の免田栄さん、全国犯罪被害者の会・幹事の林良平さん、岡山大学の阿藤周平教授から死刑執行停止法案に関する発言がなされた。この中で特筆すべきは、林さんが、犯罪被害者の家族の立場で法案に対する批判的な意見を率直に発言されたことである。議論の第一歩が踏み出したという意義は大きく、2月4日の横浜公聴会につながるものであった。

死刑執行停止に関する岡山公聴会 副委員長 小林 修 冤罪事件と死刑執行停止を考える

2005年9月3日(土)、岡山弁護士会において、日弁連、中国弁連、岡山弁護士会の主催で、「死刑執行停止に関する全国公聴会」第2弾が開催された。今回は「冤罪事件と死刑執行停止を考える」というテーマで140名が参加し、活発な議論が行われた。最初に柳雄雄副委員長が、執行停止法の委員会第一次案を説明し、その立法事実の1つに、日本の司法には構造的な誤判の危険があることを訴えた。

- 1 当委員会の2005年の活動は、きわめて多彩なものであったが、その主なものを列挙すれば、まず5月12日に、第1回死刑事件弁護経験交流会が90名以上の弁護士参加を得て開催された。2006年5月11日には、第2回死刑事件弁護経験交流会が開催予定されている。
- 2 また死刑執行停止法案(委員会第1次案)を作成し、死刑執行停止に関する全国公聴会を、5月28日に第1回を東京で、9月3日に第2回を岡山で開催した。宗教者ネットワークからの発言もあり、死刑存廃をめぐるさまざまな立場からの議論がなされた。今後、2006年2月4日には、横浜で第3回公聴会が開催される予定であり、さらに第4回は大阪での開催が予定されている。
- 3 日本の死刑制度は密行主義であり、死刑制度の存廃を議論するには、市民に死刑制度の運用実態を知らせる必要があることから、当委員会の委員が7月7日死刑情報公開訴訟を東京地方裁判所に提訴し、現在、審理中である。
- 4 8月22日から27日まで、被害者支援と死刑、誤判からの救済などを調査するため、ドイツ及びイギリス

今後の行事予定

- 日弁連「死刑執行停止に関する全国公聴会」第3弾
横浜公聴会「被害者支援と死刑問題」
■日時：2006年2月4日(土) 13:00~18:00
■会場：横浜弁護士会館
■内容：基調報告「死刑執行停止を求める日弁連の活動と執行停止法案」
特別講演「死刑廃止国における被害者支援政策」
ホルスト・チエルニー氏
(ドイツの被害者支援団体「白い環」ヘッセン州代表)
パネルディスカッション「被害者支援と死刑問題」
ホルスト・チエルニー氏
大澤孝征氏(弁護士、元検事)
加藤克佳氏(愛知大学教授)
野田正彰氏(精神科医、評論家、作家)
■主催：日弁連、関東弁護士会連合会、横浜弁護士会
〈お問い合わせ〉日弁連法制第二課 TEL 03-3580-9844
- 日弁連特別研修会(※弁護士会員のみのみ)
「裁判員制度下における死刑事件弁護 ~効果的な弁護をさぐる~」
■研修日時：2006年3月15日(水) 11:00~17:00
■講師：日弁連死刑執行停止法制定等提言・実現委員会委員 ほか
■資料代：2000円
■開催地：弁護士会館2階クレオ
その他、全国各地の弁護士会にライブ中継します。

死刑執行停止実現委員会の活動報告

事務局長代行 小川原 優之

の海外調査を行った。ドイツでは、ギーゼン大学における研究者とのコロキウム(徹底討論会)に参加し、被害者支援団体の「白い環」から活動の説明を受けた。イギリスでは、刑事事件再審委員会(CCRC)やウエストミンスター大学死刑研究センター(CDPS)を訪れ、被害者支援団体のウィクトリアムサポートから活動の説明を受けた。被害者支援は被害者の応報感情に配慮することはないとの説明や、誤判からの救済に政府が積極的であることが、印象的であった。